

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年7月14日  
旭川市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		旭川市（江丹別地区・東旭川地区・永山地区）	無	令和2年度～令和6年度	JAあさひかわ環境保全型農業団体
		○		旭川市（東鷹栖地区）	無	令和5年度～令和9年度	NAK東鷹栖